


港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案の要点

I 変更理由及び変更内容の柱


変更理由	変更内容の柱	変更理由、 条文の区分
労働安全衛生法令等の改正、法令、ガイドラインに則した変更	ア 船内荷役作業主任者の選任範囲の政令改正に則った沿岸荷役作業の定義の変更	1
	イ 安全帯の法令改正（墜落制止用器具）	7-1～ 7-11
	ウ 作業床のない高所作業の墜落防止措置	7-1～ 7-2
	エ 働き方改革関連法を踏まえた過重労働対策	10
	オ メンタルヘルス対策（ストレスチェックの義務化）	11
	カ 健康増進法及び労働安全衛生法に基づく受動喫煙の防止措置	13
	キ 熱中症対策	12
	ク 疾病の治療と仕事の両立支援	14
港湾の作業の安全衛生の実情等に則した規程の新設、変更	ア 船舶の揺れを踏まえた揚貨装置等による荷のつり作業における立入禁止範囲	4-4～4-4
	イ 揚貨装置等の合図の確認範囲と指差呼称等確認	5-1～5-3
	ウ リーチスタッカーを災防規程の車両系荷役運搬機械の定義に明記	2
	エ 車両系荷役機械の接触災害防止のための安全運転支援設備の導入	3-1～3-2
	オ コンテナ上の墜落制止用器具の取付け器具の導入	8-1～8-4
	カ 海に転落するおそれのある箇所での救命具着装	6-1～6-6
	キ 転倒災害の防止措置	9-1～9-2
	ク 指差呼称、危険予知活動、危険体感研修の普及定着	15-1～15-3
	ケ 港湾における地震、津波等の自然災害対策	17-1～17-2
	コ 港湾安全パトロールの位置付け	18
	サ 重篤災害続発時の緊急対策の要請	16
シ 情報通信、新技術（AI、IT）導入の安全衛生面への影響の調査研究	19	

## II 港湾貨物運送事業労働災害防止規程の変更案の背景及び理由等について

1	<b>沿岸荷役作業の定義の変更について</b>	
	<b>災防規程変更の背景・理由</b>	<b>災防規程の主な変更点 備考</b>
1	<p><b>(定義)</b>  <b>「船内主任者の選任すべき作業改正」</b>            政令改正で船内荷役作業主任者を選任すべき作業が変更(安衛令 6 条第 13 号、安衛則 18 条の 2、令和元.6.5 施行)。</p>	<p><b>(定義)</b>  <b>「沿岸荷役作業の対象外となる船舶のトン数の改正」</b>            改正政令に合わせて、500トン未満を510トン未満等に変更する。</p>
2	<b>リーチスタッカーの定義の明記について</b>	
2	<p><b>「大型荷役機械リーチスタッカーが増加し、災害発生」</b>            ・法令に規定がない大型荷役機械リーチスタッカーが増加しており、死亡災害も発生している。なお、協会で実態調査報告書(平成 31 年 3 月)をとりまとめた。</p> 	<p><b>「現行規程の車両系荷役運搬機械の定義にリーチスタッカーを明記する。」</b>            (従来から「等」には含まれると解されていた。)</p>
3	<b>車両系荷役機械の安全設備として安全運転支援設備の導入</b>	
3-1 ～ 3-2	<p><b>「車両系荷役機械の安全設備見直し」</b>            港湾の車両系荷役機械は接触災害が多発しているが、車両の大型化に伴う、死角増加も要因の一つとして挙げられる。対策として接触防止のための広範囲モニター、接近警告装置、等安運転支援設備の導入が求められている。</p> 	<p><b>「車両系荷役機械の安全設備として安全運転支援設備の導入の努力義務化」</b>            車両系荷役機械の接触災害防止のために接近警告装置、広範囲モニター等安全運転支援設備の導入に努めるよう規定する。</p> 
4	<b>揚貨装置、クレーンでつった荷の下、船舶の揺れによる危険箇所等への立入りの禁止</b>	
4-1 ～ 4-4	<p><b>「船の揺れと揚貨装置等の立入禁止」</b>            近年、船舶の揺れ、傾きから揚貨装置等をつった鋼材等の荷が大きく振れて、はさまれる死亡災害等が発生、立入禁止範囲を揺れに対応させる必要がある。</p>	<p><b>「揚貨装置等による荷のつり作業における立入禁止の範囲に船舶の揺れによる危険箇所を加える。」</b>            揚貨装置、クレーンによる荷のつり作業における立入禁止の範囲について、現行のつった荷の下、荷の移動する方向のほか、船舶の揺れ、傾きにより、揺れて挟まれるおそれのある場所も含める。</p>

		
5	<b>揚貨装置、クレーン等の合図確認の範囲、指差呼称等による確認</b>	
5-1 ～ 5-3	<p>「確認の合図の範囲、確認方法見直し」 揚貨装置、クレーンの合図確認については、荷の下、移動する方向だけでなく、船の揺れによる危険箇所も必要。更に確実な確認方法として指差呼称を例示する。 (上欄4の変更を含む)</p>	<p>「確認の合図の範囲に船舶の揺れによる危険箇所等を加え、指差呼称等確実な確認も実施」 合図確認範囲について、揚貨装置、クレーンの荷の下、移動する方向に加えて、船舶の揺れ、傾き等により危険が生じる箇所も含める。更に、指差呼称を例示し、確実な確認を行うよう規定する。</p>
6	<b>海に転落するおそれのある箇所での救命具着装</b>	
6-1 ～ 6-6	<p>「海に転落おそれ箇所での救命具着装」 コンテナ固縛・解除作業や岸壁での作業で海に転落・溺死する災害が発生しており、海に転落するおそれある箇所での救命具の着装が求められる。</p>	<p>「海に転落おそれ箇所での救命具着装」 はしけ、いかだに加え、船内、沿岸、検数・検定、関連作業において海に転落するおそれある箇所での救命具の着装の努力義務の規定を加える。</p>
		
7	<b>作業床設置、墜落制止用器具等墜落防止措置</b>	
7-1 ～ 7-11	<p>「作業床のない高所作業の墜落対策」 現行規程は作業床の端・開口部の高所作業（安規 519 条）の規定しかないが、港湾現場では、ハッチコーミング越しの運転合図、作業指揮、高積み荷の上での固縛、シート掛け、玉掛け等の作業床のない高所作業（安規 518 条）が存在する。</p>	<p>「作業床のない高所作業の墜落対策を規定」 安規 518 条に該当する作業床のない高所作業の規程を新設し、作業台・作業床の設置、できない場合の墜落制止用器具使用を規定する。 (参考：現行の災防規程はハッチコーミング(ハッチ隔壁)の上での揚荷装置等の運転合図を禁止(第 61 条第 3 項第三号)。</p>

		
	<p>「安全帯が墜落制止用器具に改正」          ・安全帯に関する法令が改正(墜落制止用器具構造規格、平 31.2.1 施行)され、それを踏まえた対応が必要。</p>	<p>「安全帯を墜落制止用器具に変更」          法令通りに安全帯を要求性能墜落制止用器具(「墜落制止用器具」と略す。)に変更する。</p>
8	<p><b>コンテナ上のコーナー・キャスティング等墜落防止措置に関する事項</b></p>	
8-1 8-4	<p>「コンテナの墜落制止用器具取り付け器具」          コンテナ上の固縛、玉掛け等の作業については、墜落の危険が大きいが、コンテナ上では墜落制止用器具の取付が難しいので具体的に例示することが求められている。</p>	<p>「コンテナ上のコーナー・キャスティングの墜落制止用器具取り付け器具」          コンテナ上の作業の墜落制止用器具の取付設備としてコーナー・キャスティングへの取付装置を例示する。          全国大会にて発明考案賞を受賞している。</p> 
9	<p><b>転倒災害防止対策</b></p>	
9-1 9-2	<p>「転倒災害の防止」          港湾で3番目に多発し、1ヶ月以上の重篤災害の多い転倒災害の原因は、障害物だけでなく、適切な移動・通行方法、作業位置・姿勢確保等安全な作業方法等を徹底していないとの協会の調査結果を踏まえて規定が必要。          厚労省「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」、当協会転倒災害調査報告書、陸災防は規程あり)</p>	<p>「転倒災害の防止」          転倒災害防止対策の規程を新設する。</p> 
10	<p><b>過重労働対策</b></p>	
10	<p>「過重労働対策関係」          働き方改革関連法施行(平 31.4.1 施行)安衛法等の改正を踏まえた対応必要</p>	<p>「過重労働対策関係」          法令に合わせて、過重労働による健康障害の防止対策を規定する。</p>
11	<p><b>メンタルヘルス対策</b></p>	
11	<p>「メンタルヘルス対策」          ストレスチェックの義務化(安衛法第 66 条の 10,平 27.12.1 施行)を踏ま</p>	<p>「メンタルヘルス対策」          メンタルヘルス対策の規程を新設する。</p>

	えた対応が必要。	
12	<b>熱中症対策</b>	
12	<b>「熱中症対策」</b> 屋外作業の多い港湾の夏季の作業には、特に熱中症対策の徹底が不可欠。 厚労省「職場の熱中症予防対策マニュアル」・建災防止規程、林災防規程	<b>「熱中症対策」</b> 熱中症対策を新設。船内、沿岸、関連等すべての作業に共通なので、各作業に適用できるように第8章の健康管理等で規定する。
13	<b>受動喫煙の防止</b>	
13	<b>「受動喫煙の防止」</b> 健康増進法第6条及び労働安全衛生法第68条の2に基づく受動喫煙防止措置を設ける必要がある。	<b>「受動喫煙の防止」</b> 規程を新設する。
14	<b>仕事と治療の両立支援</b>	
14	<b>「仕事と治療の両立支援」</b> 疾病治療と仕事の両立支援ガイドラインに基づき設けられた。	<b>「仕事と治療の両立支援」</b> 規程を新設する。
15	<b>指差呼称、危険予知活動（KYK）の普及・定着</b>	
15-1 ～ 15-3	<b>「指差呼称、KYK、体感研修の普及・定着」</b> 港湾の現場では指差呼称、KYKの普及・定着、体感研修の実施が求められている。 	<b>「指差呼称、KYK、体感研修の普及・定着」</b> 指差呼称、危険予知活動、体感研修の普及、定着を規定する。 (参照：山林での安全活動として林災防の規程では既に指差、KYKを規定している)。
16	<b>緊急の災害防止の要請</b>	
16	<b>「重篤災害続発時の緊急対策」</b> 重篤災害が続発したときに組織を挙げて取り組む緊急対策(2019年に実施)が求められる。	<b>「緊急の災害防止の要請」</b> 緊急の災害防止の要請の規程を設ける。
17	<b>港湾における地震、津波等の自然災害対策等</b>	
17-1 ～ 17-2	<b>「港湾の地震、津波等の自然災害対策」</b> 東日本大震災、津波、大型の台風等の自然災害により避難が遅れ港湾で労災や被害が発生したことを踏まえて対策樹立が必要。	<b>「港湾の地震、津波等の自然災害対策」</b> 自然災害発生に備えて事前に、津波等からの安全な避難場所の設定、避難体制の確立、緊急の対策樹立、事前に迅速な避難、訓練規程を新設する。(建災防の規程参照)
18	<b>港湾安全パトロール</b>	
18	<b>「港湾安全パトロール」</b> 港湾の主要活動であるパトロールの災防規程上の位置づけが求められる。	<b>「港湾安全パトロール」</b> 港湾安全パトロールを規定し、位置づけを明確にする。
19	<b>情報通信、荷役技術(IT、AI)の導入の安衛面の影響の調査研究</b>	
19	<b>「情報通信、荷役技術の導入の安衛面の影響の調査研究」</b> 技術革新に伴い情報通信技術の利用、荷役技術の導入が与える安全衛生面の影響についての調査研究が必要となっている。	<b>「情報通信、荷役技術(IT、AI)の導入の安衛面の影響の調査研究」</b> 調査研究の項目に加える